

平成 30 年度

通信指令機器保守点検業務委託仕様書

千 曲 坂 城 消 防 本 部

1 総 則

この仕様書は、千曲坂城消防組合（以下「甲」という。）が発注する通信指令機器の保守点検業務委託について、受託者（以下「乙」という。）との業務内容及び方法等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 委託期間

委託期間は、2018年5月1日より2023年4月30日までの5年（60ヶ月）とする。

3 設置場所

施設の設置場所は次のとおりとする。

- (1) 千曲坂城消防本部 長野県千曲市大字磯部1221番地
- (2) 戸倉上山田消防署 長野県千曲市大字磯部1221番地
- (3) 更埴消防署 長野県千曲市大字杭瀬下84番地
- (4) 坂城消防署 長野県埴科郡坂城町大字中之条1126番地1

4 対象装置及び内容

本仕様書に基づき乙が実施する保守点検業務は、通信指令機器一覧表（別表）の保守業務及び点検業務とし、業務範囲は次のとおりとする。

(1) 保守業務

施設の保守業務については、障害発生時に甲の要請により直ちに専門技術者を派遣し、障害復旧を図るとともに、障害連絡はサービスコールセンターで24時間（365日）受付対応とし、電話による運用サポートを実施すること。

ただし、ソフトウェア、指令制御装置、自動出動指定装置、地図等検索装置の障害については、電話回線によるリモートメンテナンスでの対応も可とし、エラーログの取得、障害追跡、ソフト不具合の除去に努めること。

(2) 点検業務

施設の点検業務については、各種装置の点検、調整、修理及び清掃作業を契約期間内に2回実施（更埴消防署及び坂城消防署設置の気象情報収集装置については1回実施）するものとし、故障による施設機能不全を未然に防ぐとともに、運用頻度の少ない機構部の点検を行うことで、より安定した運用を達成できるものであること。

なお、これら装置を動作させる為に必要なソフトウェアも対象とし、点検作業前に地図データ、支援情報データのバックアップを作成すること。

ただし、対象装置がそれ以外の機器に接続される場合は、そのインターフェース部分までをその対象とする。

5 保守点検技術者

- (1) 保守点検業務に従事する者は、施設に精通し、作業を熟練した優秀な技術者であること。
- (2) 法令等で資格を必要とするものについては、その資格を有する者が実施する。
- (3) 知り得た情報等は、口外しないように厳守すること。

6 業務の実施

保守点検業務の技術者が業務を行う時は、事前に実施日を甲に通知するとともに、次の事項を良く遵守し、細心の注意をもって誠実に行わなければならない。

- (1) 業務は原則として機器の所属場所で実施すること。着手及び完了時には甲の職員に報告し、作業現場においては常に身分を明らかにすること。
- (2) 業務にあたっては事前準備を十分に行い、施設の機能を中断することのないよう注意すること。

業務の都合上、やむを得ず施設の機能を中断又は停止する必要がある場合は、事前に甲の承諾を受けなければならない。

- (3) 事故の発生若しくは発生の恐れがある場合、また機器に異常が発見された場合は、直ちに甲の職員にその旨を報告するとともに、遅滞なく臨機の処置をとらなくてはならない。
- (4) 直ちに復旧できない障害が発生した場合は、その理由を速やかに甲に報告し、指示を受けること。

7 補修部品等

補修に要する交換部品、材料等は、現状と同等もしくはそれ以上のものを使用すること。

8 使用器具等

保守点検業務に必要とする工具及び測定器等は、乙の負担とする。

ただし、甲は乙の保守点検業務に対して最大限の協力をするものとし、業務に関して必要な場合は、乙の要請により甲の器具類等を必要により貸与もしくは使用できるものとする。

9 業務上の負担区分

保守点検業務を実施するにあたり、甲・乙の負担区分については次のとおりとする。

甲の負担区分

- (1) 通常運用において使用する消耗品
- (2) 修理に要する部品代（但し10,000円以下の軽微な修理費用は、乙が負担するものとする。）

乙の負担区分

- (1) 保守作業に必要な消耗品

10 適用除外事項

次に示す業務は、本契約を適用せずに別途契約によるものとする。

- (1) 施設の増設、移設及び撤去並びに改造
- (2) 甲の要望により行うソフトウェアの変更及び追加
- (3) 天変地異、甲の故意、過失等による乙の責めに帰することのできない事由による修理
- (4) 甲の依頼による特別点検又はオーバーホール等

11 障害復旧

障害発生時は早急に復旧につとめ発生原因を追求し、再発防止につとめること。障害復旧作業結果については点検のデータとともに日時、実施者、使用機器等を記載した報告書を随時提出すること。

12 保守点検報告書の提出

乙は保守点検業務の完了後、その作業内容について報告書等を提出すること。

なお、保守業務については、その場で甲に提出するものとし、点検業務については作業完了後、速やかに甲へ提出すること。

13 費用の支払い

甲は乙に対し、次のとおりに支払いをするものとする。

- (1) 2018年度の支払い時期は、5月から10月（6ヶ月分）までの支払いを11月、11月から3月（5ヶ月）までの支払いを4月とする。
- (2) 2019年度から2022年度の支払い時期は、4月から9月（6ヶ月分）までの支払いを10月、10月から3月（6ヶ月）までの支払いを4月とする。
- (3) 2023年度4月（1ヶ月）の支払い時期は、5月とする。

14 譲渡の禁止

乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。

15 疑義

本仕様書に定めのない事項については、甲乙双方協議の上、これを定めるものとする。

別表

通信指令機器一覧表

| 項 名 | | 数 |
|---------------|----------------|-----|
| 1 | 指令装置 | |
| | (1) 指令台 | 2 台 |
| | (2) 自動出動指定装置 | |
| | ア 制御処理装置 | 1 式 |
| | イ ディスプレイ | 2 台 |
| | (3) 地図等検索装置 | |
| | ア 地図等検索装置 | 4 台 |
| | イ 地図用ディスプレイ | 4 台 |
| | (4) 非常用指令設備 | 1 台 |
| | (5) 指令制御装置 | 1 式 |
| | (6) 長時間録音装置 | 1 台 |
| | (7) プリンター | 1 台 |
| | (8) 署所端末装置 | 3 式 |
| | (9) 支援情報検索表示装置 | |
| | ア 支援情報装置 | 2 式 |
| | イ 支援ディスプレイ | 2 式 |
| (10) メンテナンス装置 | 1 台 | |
| 2 | 表示盤 | |
| | (1) 車両運用表示盤 | 1 面 |
| | (2) 支援情報表示盤 | 1 面 |
| | (3) 多目的情報表示装置 | |
| | ア 多目的情報表示盤 | 1 式 |

| | | |
|----|-----------------------|-----|
| | イ 映像制御装置 | 1 式 |
| 3 | 指令電送装置 | |
| | (1) 指令情報送信装置 | 1 式 |
| | (2) 指令情報出力装置 | 3 式 |
| 4 | 気象情報収集装置 | 3 式 |
| 5 | 災害状況等自動案内装置 | 1 式 |
| 6 | 音声合成装置 | 1 式 |
| 7 | システム監視装置 | 1 式 |
| 8 | 電源設備 | |
| | (1) 無停電電源装置 (指令センター用) | 1 式 |
| | (2) 無停電電源装置 (署所用) | 3 式 |
| | (3) 直流電源装置 (48V 系) | 1 式 |
| 9 | 統合型位置情報通知装置 | 1 式 |
| 10 | 重要着信事案表示灯 | 2 式 |